令和７年度「心の輪を広げる障がい者理解促進事業」実施要領

１　趣旨

障がい者に対する市民の理解の促進を図るため、障がいのある人とない人との心のふれあいの体験をつづった「心の輪を広げる体験作文」及び、障がいのある人とない人の間の相互理解・交流等を造形的表現で訴える「障がい者週間のポスター」を広く市民から募集し、優秀な作品に対し表彰等を行う。

２　主催

内閣府、大阪府、大阪市

３　後援

大阪市教育委員会

４　募集内容

（１）心の輪を広げる体験作文

　ア　テーマ

　　　　出会い、ふれあい、心の輪

― 障がいのある人とない人との心のふれあい体験を広げよう ―

イ　応募資格

　大阪市内に居住する小学生以上の者。

　　　　※大阪市外に居住している児童生徒で、学校所在地が大阪市内にある場合は応募可。

　ウ　作文の題名（タイトル）及び内容

　　　　題名（タイトル）：自由

内　容：障がいのある人とない人との心のふれあいの体験をつづったもの。

その他：応募は未発表のもの１編に限る。

　エ　区分

　　　　小学生部門・中学生部門・高校生部門・一般部門

　オ　制限字数及び用紙の様式

　　　　小学生部門・中学生部門：400字詰め原稿用紙２枚～４枚程度

　　　　高校生部門・一般部門：400字詰め原稿用紙４枚～６枚程度

　　　　いずれも、原則として、400字詰め原稿用紙（Ｂ４判又はＡ４判、縦書き）を使用する。

　　　　※パソコン等の電子機器による作成も可。

（２）障がい者週間のポスター

ア　テーマ

障がいの有無にかかわらず誰もが能力を発揮して安全に安心して生活できる社会の実現

イ　応募資格

　大阪市内に居住する小学生・中学生。

　　　　※大阪市外に居住している児童生徒で、学校所在地が大阪市内にある場合は応募可。

　ウ　作品の題名（タイトル）及び内容

　　　　作品の題名（タイトル）：自由

内　容：障がい者に対する理解促進等に資するものとし、障がいのある人とない人の間の相互理解・交流等を造形的表現で訴えるもの。

その他：応募は未発表のもの１点に限る。

作品中に標語やそれに類する文字は入れないものとする。

　エ　区分

　　　　小学生部門・中学生部門

　オ　規格、画材等

　　　　画用紙Ｂ３判（横364mm×縦515mm）又はいわゆる四つ切り（横382mm×縦542mm）を使用し、これに満たない作品は、Ｂ３判の台紙に貼付する。彩色画材は自由とする。

なお、内閣府が広報用のポスターを作成する際のレイアウトの都合上、作品は縦向き（縦長）のみとし、絶対に折り曲げないこと。

５　応募方法

　　　原稿用紙またはポスターの裏面右下部分に、題名、氏名（ふりがな）、生年月日（西暦）、住所、所属先等を明記した応募用紙（別添１）を貼付、もしくは、応募用紙に記載している事項を記入の上、応募先まで送付又は持参するものとする（作文については、電子メールによる応募も可）。

　　　なお、学校・団体等でとりまとめて応募する場合は、応募用紙（別添１）を貼付した作品と共に、学校・団体等において応募作品一覧表（別添２）を作成の上、添付すること。

６　募集期間

　　　令和７年７月１日（火）から９月２日（火）　※必着

７　応募先及び事務局

　　　〒530-8201　大阪市北区中之島１－３－２０　大阪市役所６階

大阪市　福祉局　障がい者施策部　障がい福祉課

電話番号　　０６－６２０８－８０７５

ＦＡＸ番号　０６－６２０２－６９６２

メールアドレス taikensakubun@city.osaka.lg.jp　（作文のみ電子メールによる応募可。）

８　選考

（１）応募作品については、大阪市が設ける選考会において、「心の輪を広げる体験作文」は、各部門につき原則として最優秀賞１編、優秀賞２編以内を、「障がい者週間のポスター」は、各部門につき原則として最優秀賞１点、優秀賞２点以内を選定する。

（２）各部門の最優秀作品は、大阪市推薦作品として内閣府政策統括官（共生・共助担当）付参事官（障害者施策担当）へ送付する。ただし、より多くの者に受賞の機会を設ける趣旨から内閣府で一度受賞された者に関しては、推薦は行わない。なお、この場合、次点の作品を大阪市推薦作品とする。次点の作品及び推薦の有無については、選考会にて決定する。

（３）内閣府は、都道府県・指定都市から推薦された作品について、「心の輪を広げる体験作文」は、各部門からそれぞれ最優秀賞１編、優秀賞３編及び佳作５編程度を、「障がい者週間のポスター」は、各部門からそれぞれ最優秀賞１点、優秀賞１点及び佳作５点程度を選定する。

９　表彰

（１）最優秀賞受賞者及び優秀賞受賞者に対し、大阪市長から賞状及び記念品を贈呈し、「障がい者週間」の期間中に表彰式を実施する予定である。

（２）内閣府は、最優秀賞受賞者及び優秀賞受賞者に対し、それぞれ内閣総理大臣又は内閣府特命担当大臣から賞状及び表彰盾を、佳作受賞者には内閣府政策統括官（共生・共助担当）から表彰盾を贈呈し、最優秀賞受賞者については、「障がい者週間」期間中に表彰式を実施する予定である。

10　入賞作品の活用

（１）入賞作品（氏名、所属先等含む）については、大阪市が作成する作品集に掲載するほか、展示及び大阪市ホームページへの掲載等、啓発・広報に使用する。

（２）内閣府へ推薦した作文及びポスターについては、内閣府にて公表することを前提としている。また、内閣府入賞作品については、内閣府が作成する作品集に掲載されるほか、内閣府ホームページ等に掲載され、全国的な啓発活動に活用される。なお、「障がい者週間のポスター」の最優秀賞作品は、内閣府が作成する広報用ポスターの原画等として使用される。

（３）入賞作品の使用、編集等にあたり、作品の趣旨を損なわない範囲で一部修正することがある。

（４）大阪市入賞作品の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）その他一切の権利は、大阪市に帰属し、内閣府へ推薦された作品の著作権その他一切の権利は、内閣府に帰属する。また、作者（応募者）は、入賞作品について、大阪市、内閣府及びその指定した第三者に対して著作者人格権を行使しないものとする。

11　その他

（１）応募作品は原則として返却しないが、応募時等に希望があれば、応募者の送料負担により返却する。

（２）応募作品は、募集締切日から１年後に廃棄処分する。

（３）応募作品は、作者が単独で執筆・作成したものに限り、共同制作されたものや、第三者の関与等があるものは不正とする。また、他者の作品や他の公表物等の流用を始め、模倣、盗用等（生成ＡＩの使用を含む）も不正とする。

（４）作成にあたり、第三者が知的財産権を保有する著作物を使用しないこと。応募後に使用が発覚した場合、応募の受付を取り消す。この場合において、応募又は内閣府への推薦における知的財産権の問題が生じたときは、応募者において処理することとし、大阪市はその責任を負わない。

（５）作品の応募にあたり、不正等が発覚した場合は、大阪市において事後に入賞等を取り消すことがある。

（別添１）

**応募用紙**



（別添２）

**応募作品一覧表**

【 応募用紙を貼付した作品と併せて、本表を提出してください。】